

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

本市では、学校施設等長寿命化計画を策定し、財政的に持続可能な範囲で、実施計画に基づき施設整備を行っていく方針としている。その中で、照明器具は、国が推進する地球温暖化対策と合わせて、令和12年度に100%を目標にLED等の省エネ性の高い器具に取り替えをすすめている。校舎及び屋内運動場等の高効率型照明器具(LED)への変更により、省エネだけではなく照度や光室の性能が上がり、学習環境の向上を図っていきたい。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		59 校
中学校		29 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		5 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	17 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	79 箇所
	学校武道場	25 箇所
	社会体育施設	32 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有り	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有り	令和2年8月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後に、様式3に記載した各事項の達成状況を把握し、公表方法の検討を含めて事後評価を行う。</p>
--

